

一般財団法人埼玉県警察福祉協会 WEBページ広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、一般財団法人埼玉県警察福祉協会WEBページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、一般財団法人埼玉県警察福祉協会WEBページ広告取扱要領第6条及び第15条第2項に規定する広告表現に関する基準として定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」及び「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク(警告表示)
- (3) ラジオボタン(選択肢の表示)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(本会WEBページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが本会WEBページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 本会WEBページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) ユーザーが本会の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 横 200 ピクセル×縦 60 ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメ不可)、JPEG
- (3) 容量 5KB以下

(ALT属性)

第5条 バナー広告の画像には内容を的確に示すため、ALT属性をつけるものとする。ALT属性は20字以内とする。

(色調)

第6条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の回りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第7条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない

附 則

このガイドラインは、平成 24 年 9 月 10 日から施行する。